

＜論壇＞

アイドルをめぐる法的紛争と解決の視点

Legal Disputes Involving Idols and Perspectives on Their Resolution

深井剛志*

Tsuyoshi Fukai

I. アイドル契約をめぐる法的問題

1. アイドル契約の特徴

アイドル活動は夢や自己実現の場として語られることが多いが、その実態は事務所との間の契約に基づく経済活動である。セルフプロデュースで活動しているアイドルもいるが、多くのアイドルは、アイドル運営事務所との間で契約を締結し、事務所所属のアイドルとして活動しているのである。

そのため、契約内容が不明確であったり、契約締結時の説明が不十分であったりすると、報酬、契約期間、退所、違約金などをめぐる紛争が発生する。

一般企業に就職した者は、会社との間で雇用契約を締結する。雇用契約の本質は、労働者が会社の指揮命令の下で労務を提供し、会社がその対価として賃金を支払う、というものである。しかし、アイドルと事務所との間の契約は、「雇用契約」という名称にはなっていないことが多い。

アイドルと事務所との間の契約において、芸能事務所は、営業活動やイベント企画、広報活動、製品の制作、スケジュール管理などを担当し、アイドルは歌唱やダンス、イベント出演、メディア出演などを担当する。これらの契約には、書類上は「専属マネジメント契約」「専属実演家契約」といった名称が用いられる。

そのため、アイドルと事務所との間の契約は、労働法の適用がないものとの解釈の下、事務所側にとって有利な契約内容になっていることが多い。そのように事務所側にとって有利な契約書が広く用いられている理由はいくつか考えられるが、私がアイドルの法的紛争を手掛けた経験からは、事務所がアイドルよりも立場的にも、知識的にも有利な地位にあり、交渉力に差が生じていることが大きな要因であると考ええる。また、事務所側の法的知識が十分ではないため、法的に許容されない条項や無効となる条項が契約書に盛り込まれていることも、その一因である。

アイドルにとっては、事務所に所属してアイドルとして活動できる機会を逃したくないため、不利な条項があっても契約を締結してしまったり、そもそも不利益な条項に気づかなかったりする事態が生じる。そのようにして締結してしまった契約書中の条項が、のちにアイドルと事務所間の法的トラブルに発展しうる。そのような事態を避けるため、事務所側には、正しい法的知識を身に付け、違法な条項を契約書に盛り込まないことや、アイドルへの十分

* 旬報法律事務所

な事前説明が求められる。

2. アイドル契約をめぐる典型的な紛争類型

アイドルと事務所の間の契約関係をめぐるトラブルは多くの種類があるが、以下のような種類のトラブルが多い。

- ①事務所からアイドルに対して、一切の報酬が支払われない。もしくは、支払われても極めて少額である。
- ②事務所を退所したいと考えているが、契約期間が残っているので契約を解除することができないと事務所から言われている。
- ③事務所から、契約違反があったという理由で契約書に記載されている違約金を請求されている。

II. アイドルの労働者性

1. 労働者性が問題となる理由

これらのトラブルについて、解決に導く一つの視点が、アイドルの労働者性という論点である。上記Ⅰの1において、アイドルと事務所の間の契約は、「マネジメント契約」「専属芸能契約」「業務委託契約」といった名称が用いられ、労働法の適用がないと解釈されていると述べた。しかしながら、当事者間の契約の内容がいかなる契約に該当するかについては、契約の名称といった形式面からではなく、その契約の内容から判断されるとされている。すなわち、契約の名称にとらわれるのではなく、契約の内容から、雇用契約に該当すると判断される場合には、当該契約は雇用契約とされるのである。

そして、当事者間の契約関係が雇用契約であると認定されれば、当該契約には、労働基準法や労働契約法などといった労働法規が適用される。そうすると、上記①～③の事案については、労働法規を適用することで、問題解決を図ることが可能となる。

具体的には、①の事例については、最低賃金法の適用があることとなり、賃金が全く支払われないという事態や、稼働した時間に見合わない金額の賃金しか支払わないという事態は、法律に反し、違法となる。実際に、事務所側に最低賃金法に基づいて再計算した賃金を支払うように命じた裁判例も存在する（後掲東京地判平成25年3月8日）。

②の事例については、契約期間の定めがある場合であっても、当該契約が労働契約に該当すれば、民法628条に基づき、「やむを得ない事由」の存在を立証することによって、期間途中の契約解除が可能となる。

そして、③の事例については、労働基準法16条において、雇用契約では、違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約は禁止されているので、契約書に違約金などの定めがあったとしても、それは無効であると争うこととなる。

2. 労働者性の判断基準

問題は、アイドルと事務所との間の契約が雇用契約に当たるのか、すなわち、労働者性を

認めることができるのかという点である。

労働者であるかどうかを判断するにあたって、手掛かりとなるのは、以下の2つの条文である。

労働契約法2条1項

「この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。」

労働基準法9条

「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」

これらの条文からは、その内容は必ずしも明らかではないが、条文の文言上、使用者によって「使用」されていること、及び労務に対する対価の支払いを受けること、が必要とされている。そして、学説では、これらの文言から、労働者と言えるためには一般に

- ①使用者の指揮監督下において労務の提供をする者であること
- ②労務に対する対価を支払われるものであること

の2点が必要であると言われており、この2点を併せて「使用従属性の要件」と称している。

この使用従属性の要件については、いかなる要素から判断されるのか。労働省（当時）内部の研究機関「労働基準法研究会」が昭和60年に発表した報告書によれば、使用従属性の要件は、

- ①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- ②業務遂行上の指揮監督関係の有無
- ③勤務場所・時間の拘束性の有無
- ④代替性の有無
- ⑤報酬の性格・額
- ⑥機械・器具の負担関係
- ⑦専属性の程度

などの要素から判断されるとしている。

ここまでは、どの労働法の基本書にも記載されている、労働法の基礎的な知識である。

3. 「光 GENJI 通達」とその位置付け

一方で、アイドルを含む芸能従事者の労働者性については、同じく労働省が昭和63年に発した「労働省昭和63年7月30日基収355号」という行政通達が存在する。この通達は、アイドルグループ「光 GENJI」のグループ内に15歳未満のメンバーがいたため、深夜の時間帯の勤務を禁止する労働基準法61条5項に違反するのではないかという世論に応える形で発出された（一般に「光 GENJI 通達」と呼ばれる）。

この通達は、芸能活動者の勤務状況などに鑑みて、

- ①当人の提供する歌唱、演技等が基本的に他人によって代替できず、芸術性、人気等当人の個性が重要な要素となっていること。
- ②当人に対する報酬は、稼働時間に応じて定められるものではないこと。
- ③リハーサル、出演時間等スケジュールの関係から時間が制約されることはあっても、プロダクション等との関係では時間的に拘束されないこと。
- ④契約形態が雇用契約ではないこと。

以上の4つを満たす場合には、労働者性が否定される、とするものであり、この基準によると、大多数の芸能従事者は労働者性が否定されることとなりそうである。

しかしながら、同通達の発出後も、裁判所や労働基準監督署は、昭和60年報告書によって示された要素によって、アイドルなどの芸能従事者の労働者性を判断している。

4. 裁判例の動向

アイドルの労働者性をめぐる裁判例としては、東京地判平成25年3月8日が先駆的な判断を示した例として挙げられる。この事例は、アイドル（A）と事務所（X）の間の契約書には、「業務への出演についての報酬を別紙報酬費用約定記載のとおり支払う」、「X社が1年経過するごとに報酬変更を行うことができる」、「金額は業績・知名度・稼働年数などでX社が定める」との旨の規定があったが、A・X社間で具体的な報酬金額を定めたことも、報酬費用約定を作成し交付されたこともなかった。結果として、Aの活動期間を通じて、Aは、X社から一切の報酬を受領していなかった。このような事案において、Aは、X社との間の契約は、雇用契約であったとして、X社に対し、最低賃金法に基づく賃金の請求を行った。

判決の中で、裁判所は、AとX社の間の契約は、AがX社の提供するレッスンを受けることやX社又は第三者が企画した業務や芸能活動に従事することを要求され、それを拒否することができなかったこと、Aに対する報酬額はX社が一方的に決定することができたこと、AはX社を介することなく芸能活動をすることを制限されていること、業務に関連して創作された著作物に対する著作権や芸名の権利はX社に帰属していること、などから、使用従属性の要件を肯定し、AとX社の間の契約は、雇用契約に該当すると判示した。結論として、AからX社に対する最低賃金法に基づく賃金請求を認容した。

この判示は、上記の昭和60年報告書内の①諾否の自由、②指揮命令関係の有無、⑦専属性の程度などの要素を主な考慮要素として認定したものとされている。

その後も、期間途中のアイドル側からの契約解除が、民法 628 条の「やむを得ない事由」による契約解除として有効かどうかについて争われた、東京地判平成 28 年 1 月 18 日がある。この判決も、アイドルと事務所側の契約が雇用類似の契約に該当するとして、アイドル側からの解除を有効な契約解除として認めている。なお、この裁判例では有名な「恋愛禁止条項」の有効性についても判断がされており、損害賠償をもって恋愛を禁止するとの契約条項は、公序良俗（民法 90 条）に反し無効であるとされている。

一方で、Hプロジェクト事件（東京地判令和 3 年 9 月 7 日）では、アイドルが事務所の提供する業務イベントについて、『参加』・『不参加』を選択する機会が提供されていたため、諾否の自由が存在したと認定され、労働者性が否定されている。

5. 私見

私見を述べると、アイドルの活動は、基本的に事務所が権利を有するグループに所属し、そのグループへの出演依頼を個々のメンバーが受託して活動をするという構造になっている（セルフプロデュースのアイドルを除く）。そうすると、個々のアイドルは、基本的にはそのグループのメンバーとして、そのグループを通じての業務を行うことが活動内容となる。とすれば、アイドルの側に活動内容についての裁量性はほぼなく、事務所側が決定した出演業務に従うという形態となることが多い。アイドル側が事務所を通さない業務を自分の名前で行うことはほぼなく、事業者性は乏しい。このような業務実態からすれば、アイドルのほとんどは、労働者として認められるべきであり、業務委託契約の名の下、最低賃金にも見合わないような報酬しか支払わず、ほぼ休みもなく深夜まで拘束するというような環境は、労働法の脱法行為に該当すると考える。

Ⅲ. 今後の課題と紛争予防

1. 持続可能なアイドル活動のために

今日では、アイドルの活動は、単なるエンターテインメント産業にとどまらず、ファンの精神的な拠り所となり得るものである。「アイドルのパフォーマンスをする姿に救われた」、「頑張る力になった」などというファンの方々の声は多く寄せられ、それがまた多くのアイドルの活動を支えている。そのような存在であるからこそ、アイドルの活動には持続可能性が必要である。活動によって、健康を害したり、未来を失ったりすることになれば、夢を叶える場所であったはずのステージが、逆にアイドルを不幸にすることとなり、本末転倒である。

アイドル活動の持続的発展のためには、人気や興行成績のみを重視するのではなく、契約当事者双方が安心して活動できる法的環境を整備することが不可欠である。

2. 契約書とコンプライアンス体制の整備

アイドルと事務所との間で生じる法的紛争の類型は数多くあるが、そのいずれもが、契約書の内容の不備によって生じていると考えられる。その原因は、「当事者間の交渉力格差」と「当事者の法的知識の欠如」という二つの要素にある。

芸能活動は、夢や自己実現を目的として始められることが多く、契約締結時には将来の紛争を具体的に想定することが困難である。そのため、契約内容を十分に理解しないまま契約を締結し、活動開始後に初めて契約条件の不利益性を認識する例が少なくない。また、芸能事務所側においても、小規模事業者では法務担当者を配置していない場合が多く、契約管理や労務管理が十分に行われていない。裁判例に対する理解も乏しく、既に判決によって違法と判断された条項を契約書に残し続けている事務所も多い。

こうした法的紛争を予防する第一歩として、契約内容の透明化が必要である。契約書には、当事者の権利義務関係を明確に記載するとともに、契約締結時には契約内容を十分に説明し、アイドル本人が内容を理解した上で自由な意思に基づいて契約締結の可否を判断できるようにする必要がある。特に未成年者や芸能活動の経験が乏しい者については、家族又は弁護士等の第三者による契約内容の確認を可能とするべきである。また、芸能契約を適切に運用するためには、契約書の整備のみではなく、事務所の側にも、適切な労務管理、経理処理、ハラスメント対応などのコンプライアンス体制の構築が求められる。

3. アイドル本人に求められる法的リテラシー

一方で、紛争予防のためには、芸能事務所のみではなく、アイドル本人にも、契約当事者として最低限の法的知識を身に付けることが求められる。契約締結前に契約書を必ず読み、不明確な点は質問し、LINE やメール等の記録は必ず保存することが必要である。また、問題が生じた場合には早期に法律家に相談することも重要である。アイドル本人の法的リテラシー向上は、芸能活動を継続する上で重要な要素である。

IV. おわりに

ここまで、アイドルの労働者性という切り口に焦点を当て、アイドルの法律問題について論じてきた。しかしながら、アイドルの活動をめぐる法的紛争については、まだまだ多くの論点や法的問題がある。

筆者は、『地下アイドルの法律相談』という著書において、アイドルが直面する法的紛争について、典型的に解説を行っている。また、過去に本雑誌にも寄稿されていた寺嶋由英氏と共に、ポッドキャスト（Podcast）において『アイドルと法律』という法律の解説の対談を放送している[†]。

アイドルの法律問題についてさらに理解を深めたい読者には、これらも併せて参照していただければ幸いである。

[†] <https://open.spotify.com/show/1loYygfITWFlaI2FGx8iza>